保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

現在、厚生労働省が保育所は一斉臨時休園の要請対象ではないとの見解を示しているため、 必要に応じて保育を実施しているところですが、町内の保育所において新型コロナウイルス 感染症が発生した場合、下記のとおりの対応となりますので、あらかじめご了承ください。

1 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

状 況	対 応
子ども (保育士) が感染者の濃厚接	当該子ども(保育士)は登園(出勤)できません。
触者に特定された場合	なお、登園(出勤)できない期間は、感染者と最後に
	濃厚接触をした日から起算して2週間です。
感染した子ども (保育士) が、登園	当該保育所等の一部または全部を臨時休園します。
(出勤) したことが確認された場合	また、感染拡大を抑える目的のため、感染者がいない
	保育所等も臨時休園する可能性があります。
感染者の拡大が懸念されること等	全ての保育所等を臨時休園します。
により、内灘町全域において保育所	ただし、臨時的な保育施設として、 町内で1施設程度
等を休園する必要があると判断し	を開園する予定です。 開園する保育所等は、感染の状
た場合	況により判断し、決定します。
	臨時的な保育所等は、施設定員の関係上、全ての園児
	を保育することができない可能性があります。その場
	合、保護者の方が医療従事者や社会の機能を維持する
	ために就業を継続する事が必要な方、ひとり親家庭な
	どで仕事を休むことが困難な方等を優先させていた
	だくことがあります。

2 休園の期間

保育所等が休園となった場合の期間は、感染拡大を防ぐ観点から、14日間を予定していますが、詳細については、感染の状況により判断し、ご連絡します。

3 保育料の減免

保育所等が休園となった場合等については、保育料を日割り計算により減額します。

4 ご連絡の方法

今後新たな情報が入り次第ご連絡いたします。

また、ご不明な点がありましたら子育て支援課までお問い合わせください。